



島根県報

令和2年6月19日（金）

第 116 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県立自然公園の公園計画の一部変更	（自然環境課）	2
県立自然公園の公園事業の一部変更	（ " ）	2
県立自然公園の公園事業の一部決定	（ " ）	2
補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の 交付の対象等を定める告示	（観光振興課）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	3

【公 告】

令和2年度製菓衛生師試験の実施	（薬事衛生課）	4
開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	5

【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（教育指導課）	5
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	（ " ）	6

告 示**島根県告示第403号**

島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第6条第3項において準用する同条第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園計画の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

計画の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 次の単独施設を変更する。

種 類	変 更 前	変 更 後
休憩所	鹿足郡津和野町後田(城山)	鹿足郡津和野町田二穂(津和野城跡)

2 次の単独施設を追加する。

種 類	位 置
公衆便所	鹿足郡津和野町田二穂(津和野城跡)

3 次の歩道を追加する。

路 線 名	区 間
大手道線(歩道)	起点 鹿足郡津和野町後田(公園境界) 終点 鹿足郡津和野町田二穂(公衆便所)
津和野城跡観光リフト線(歩道)	起点 鹿足郡津和野町田二穂(リフト降車場) 終点 鹿足郡津和野町田二穂(歩道合流点)

島根県告示第404号

島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第6条の2第3項において準用する同条第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園事業の一部を変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の変更の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業の名称	位 置
休憩所	鹿足郡津和野町田二穂(津和野城跡)

島根県告示第405号

島根県立自然公園条例(昭和36年島根県条例第11号)第6条の2第1項の規定により、青野山県立自然公園の公園事業の一部を決定したので、同条第2項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

事業の位置を表示した図面は、掲載を省略し、島根県庁及び津和野町役場に備えて縦覧に供する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

事業の名称	位 置
-------	-----

大手道線（歩道）	起点 鹿足郡津和野町後田（公園境界） 終点 鹿足郡津和野町田二穂（公衆便所）
津和野城跡観光リフト線（歩道）	起点 鹿足郡津和野町田二穂（リフト降車場） 終点 鹿足郡津和野町田二穂（歩道合流点）
公衆便所	鹿足郡津和野町田二穂（津和野城跡）

島根県告示第406号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

補助金等交付規則第3条の規定により島根県外国人観光客送客促進支援補助金の交付の対象等を定める告示（令和元年島根県告示第75号）は、廃止する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 補助金の名称

島根県外国人観光客送客促進支援補助金

2 交付の目的

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を支援することにより、外国人観光客の送客の促進を図り、もって観光振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象者

島根県内に宿泊する海外からの団体旅行を実施する国内外の旅行業者。ただし、同一の団体旅行を対象に、複数の旅行業者が重複して交付を申請することはできない。

4 交付の対象となる事業の内容

次の要件を全て満たす団体旅行で、知事が適当と認めるもの

- (1) 台湾、香港、中国、韓国、東南アジア及び欧米豪からの訪日旅行であること。
- (2) 島根県内の移動に貸切バスを使用すること。
- (3) 島根県内の宿泊施設で1泊以上宿泊すること。
- (4) 貸切バス1台につき、旅行参加者のうち日本国籍を有しない者が9名以上であること。

5 交付の限度額

予算の範囲内で、貸切バス1台当たり日本円で50,000円を交付し、1社当たり1会計年度1,000,000円（台湾の旅行業者にあつては、3,000,000円）を限度とする。ただし、島根県内の空港において連続して3離着陸を超えるチャーター便を利用する団体旅行を実施する旅行業者にあつては、1会計年度当りの上限額を設けない。

島根県告示第407号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 区域の名称 師弟

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から14号までを順次に結んだ線及び標柱1号と14号を結んだ線により囲まれ

た区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
雲南市大東町西阿用193番10	1号
” 193番 1	2号から5号まで
” 1491番	6号
” 1491番 1	7号及び8号
” 176番	9号及び10号
” 175番 1	11号
” 1487番 2	12号
” 192番	13号
” 193番 6	14号

公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条の規定により、令和2年度製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則（昭和42年島根県規則第45号）第2条の規定により公告する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験期日

令和2年8月5日（水）

午前10時30分から午後0時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158

島根県民会館

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論及び実技

4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの

5 出願の方法

(1) 提出書類

製菓衛生師法施行細則第3条に規定する製菓衛生師試験受験願書及び添付書類

(2) 受験願書の提出

令和2年6月19日（金）から同年7月10日（金）までに松江市殿町1番地島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。

なお、郵送の場合は、令和2年7月10日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験手数料

9,400円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書に貼り付けること。

6 受験票の送付

受験願書を審査し、適格と認めた者には、受験票を送付する。

受験票が令和2年7月29日（水）までに到着しない場合は、島根県健康福祉部薬事衛生課までその旨を申し出ること（受験票の配達不能等がないように受験願書の住所欄に番地及び何某方までを明確に記入すること。）。

7 合格者の発表

令和2年9月4日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。

8 その他

(1) 受験手続その他試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課（松江市殿町1番地 電話 0852-22-6313）にすること。

(2) 平成31年度の試験問題及び解答については、島根県県政情報センター（松江市殿町1番地 県庁第三分庁舎1階 電話 0852-22-6139）及び各地区の県政情報コーナーで閲覧することができる。

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年6月19日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

益田市下本郷町179番1

面積 3,835.58平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

益田市駅前町35-6

益田不動産株式会社

代表取締役 阿知波 義雄

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月19日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第16号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

5 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業が行われた場合であって、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第1項第2号の休業日に授業を行うことができる。

第7条に次の1項を加える。

2 校長は、教育委員会が感染症予防上必要があると認めて、高等学校の全部又は一部の休業を決定したときは、その指示により授業を行う日であっても臨時に授業を行わないものとする。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年6月19日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第17号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 5 校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による臨時休業が行われた場合であって、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、第1項第2号の休業日に授業を行うことができる。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。